

財務省告示第二百七十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成十八年六月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年七月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百八

二 発行の根拠 十回）

の法律及びその 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項及び財政

三 振替法の適用等 融資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）

四 発行方法 第五条第一項  
社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募





九 振替単位

十 一 発行価格

十 二 発行価格

口 非競争入札

非競争入札

競争入札

加場特別

加場特別

競争入札

発行価格

利率

十 三 初期利率

十 四 第二期以後の利子

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十八年六月二十日

額面金額百円につき百円二銭

年一・九パーセント

平成十八年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額
平成十八年六月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	平成十八年六月二十日